

広告媒体等へ掲載する奈良のナイトタイムブランディング動画制作業務委託仕様書

1. 業務の名称

広告媒体等へ掲載する奈良のナイトタイムブランディング動画制作業務委託

2. 委託上限額

440万円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 委託期間

契約日 ～ 令和8(2026)年2月17日

※Aについては令和7年11月17日までに成果物(動画)を納品すること。

4. 業務の目的

A. 夜間経済の活性化のため、奈良の夜・朝の魅力を短い動画によって奈良公園地域のナイトタイムのブランドイメージの定着を図る。欧米豪からの訪日インバウンド客を誘客ターゲットとして、ネット広告媒体でのプロモーションを実施ため使用する。

B. 夜間経済の活性化のため、奈良の夜・朝の魅力を短い動画によってプロモーションする。

国内旅行者やインバウンド層が旅行前にスマートフォン等視聴することを想定し、動画により奈良県の夜間営業の飲食店や夜間回遊導線のモデルコースなどの紹介を行うことで、夜の奈良の埋もれた魅力を発掘する。

5. 業務の内容

(1) 動画の仕様

A. 動画コンテンツの制作(ブランドイメージ戦略)

① ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアをターゲット地域とする。

② 奈良公園周辺の夜の飲食店の明かりのみならず、夜の奈良の街並みが持つ懐かしさや異世界感を、若者にも訴求できるよう現代的に再解釈する。奈良の鹿からなる既存のイメージを、その延長上でありながら拡大・刷新する動画を制作する。

ただし、より訴求力の大きな提案内容となっている場合は前述(5. 業務の内容(1)A.②)の限りではない。

③ アスペクト比は横型16:9とする。

④ 画質はFHD以上とする。

⑤ 拡張子は.mp4、.mpg、.mov、.mv4等可能な限り汎用性が高い拡張子とする。

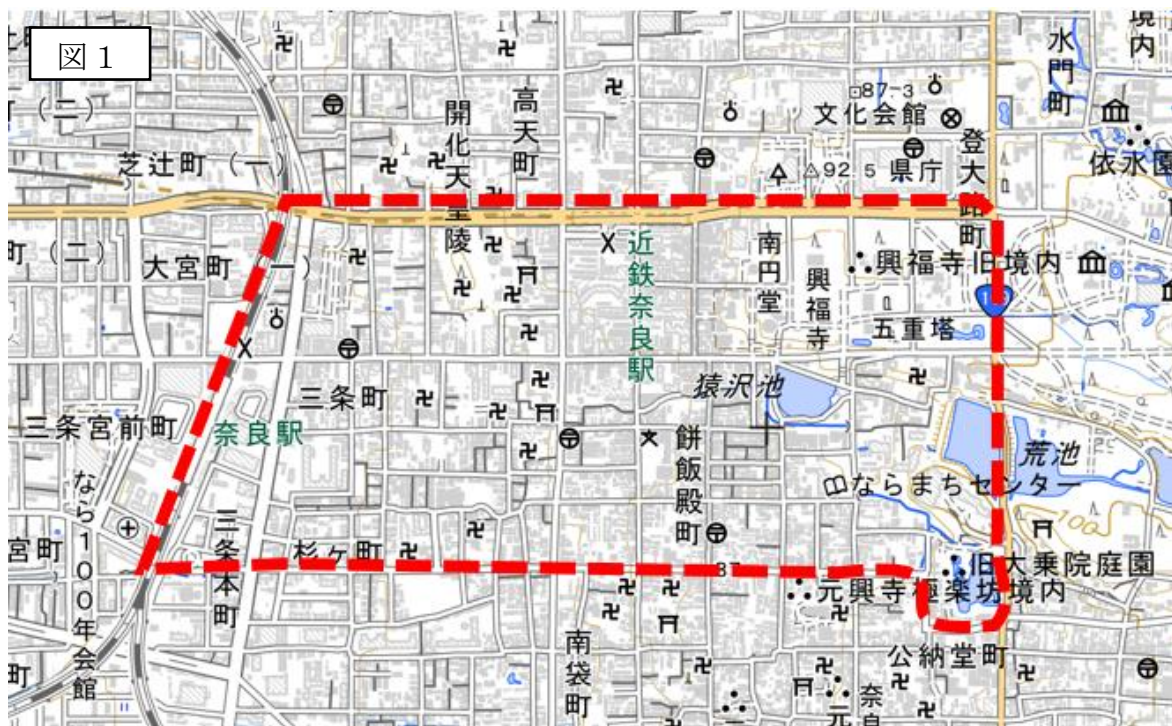
⑥ 動画尺:15～30秒

⑦ 動画本数:1本

- ⑧ URLの動画を参考として、動画はターゲティング広告として使用するに十分なクオリティを担保すること。 <https://youtu.be/WLIv7HnZfE?si=b1POQSjUTEHiFbyk>（日本政府観光局「JAPAN - Where tradition meets the future | JNTO」）
- ⑨ 動画キャッチコピーを英数15文字以内で提案すること。動画にも効果的に挿入すること。

B. 飲食店の紹介等

- ① 日本旅行中のインバウンド(欧米豪)をターゲットとする。
- ② 動画にて奈良の夜の飲食店を紹介する。
- ③ 動画にて奈良の夜の街並み(回遊ルート)の持つ魅力を発掘する。
- ④ スマートフォン・デジタルサイネージなどでの閲覧を想定し、アスペクト比は縦型9:16とする。
- ⑤ 画質はFHD以上。拡張子は可能な限り汎用性が高い拡張子とする。
- ⑥ 動画尺:20~40秒の動画
- ⑦ 動画本数:4本以上
- ⑧ 動画1本あたりで紹介する店舗数、回遊ルート数は1以上とする。
- ⑨ 字幕は日本語、英語で挿入する。字幕のフォント等は指定しない。
- ⑧ 書体Old English Text MTで「NARA」のロゴを使用する。レタリングなどの改変は可とする。
- ⑩ 紹介する夜の飲食店・街並みの回遊ルートは、下に示す図1のとおり、近鉄奈良駅—JR奈良駅—ならまち大通り—国道169号線の範囲周辺エリアとする。
- ⑪ 紹介する飲食店は21時以降営業している飲食店を選定すること。ただし事業の趣旨に沿えばこの限りではない。
- ⑫ 訪日観光客の回遊導線を拡張する内容となっていること。



(2)その他

- ・受託者は、県と協議のうえ、出演者、協力者等に関する交渉を行い、必要に応じて委託料の範囲内で謝礼を支払う。
- ・受託者は、出演者、協力者等の肖像権に関する調整を行い、各種媒体での発信についての同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲内で料金を支払う。
- ・その他、動画等のプロモーション効果を高める手法がある場合は、手段や方法、効果等を示した上で提案すること。
- ・本業務の実施打合わせを必要に応じて行う。なお、受託者は会議議事録を作成し、県の承認を受けて提出するものとする。

6. 成果物の提出

- (1) 下記①の成果物が完成したものから県に共有すること。業務全部が終了したときは、事業実施に係る下記②の実績報告書を作成し、業務完了後、速やかに県へ提出すること。

①成果物(動画データ)

②実績報告書

なお、Aについては令和7年11月17日までに成果物(動画)を提出すること。

- (2) 県は受託者から業務完了報告を受けた場合は、書類内容の審査及び報告を求めることができる。また県は、受託者の施設への立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、関係者への質問等必要な調査を行うことができ、県の要請に応じて受託者は必要な資料等を随時提供する。

7. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

8. 著作権等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1)受託者は、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条、第28条に規定する権利を含む。)を、発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- (2)県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3)受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

- (4)映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

9. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

10. その他

- (1)本事業の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項、及び記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (2)受託者は、本事業の遂行に当たり、意図及び目的を十分に理解した上、関連法令及び本仕様書を厳守するとともに、適正な人員を配置し、正確かつ効率的に行うこと。
- (3)受注者は業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる ことを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

11. 公契約条例に関する遵守事項

本事業を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本事業を適正に履行すること。
- (2) 次に掲げる事項及びその他の日本国内の法令の趣旨にのっとり、本事業を適正に履行すること。
 - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - ②健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本事業の履行に他の者が雇用す

る労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。